

## 平成31年度4月補正予算(案)の概要

(財政局財政部財政課)

### 1 予算規模

(単位:千円)

区 分	補正前の額	補正予算額	補正後の額
一般会計	318,000,000	261,970	318,261,970
特別会計	229,509,800	0	229,509,800
企業会計	74,993,000		74,993,000
合 計	622,502,800	261,970	622,764,770

### 2 補正額一覧表

#### (1) 一般会計

(単位:千円)

区 分	補正前の額	補正予算額	補正後の額	
民生費	103,870,794	261,970	104,132,764	
その他	214,129,206		214,129,206	
歳 出 合 計	318,000,000	261,970	318,261,970	
同上財源	国庫支出金	52,227,617	130,985	52,358,602
	県支出金	16,408,546	65,492	16,474,038
	繰入金	5,662,300	65,493	5,727,793
	その他	243,701,537		243,701,537
歳 入 合 計	318,000,000	261,970	318,261,970	

#### (2) 特別会計

(単位:千円)

区 分	補正前の額	補正予算額	補正後の額
介護保険事業会計	65,085,000	0	65,085,000
その他	164,424,800		164,424,800
合 計	229,509,800	0	229,509,800

### 3 事業概要

261,970 千円

#### (1) 一般会計

(単位:千円)

事業名	概要	金額
介護保険事業会計繰出金 (財源:国庫負担金1/2、 県負担金1/4、繰入金 (財政調整基金)1/4)  【介護保険課】	介護保険料収入の減に伴う介護保険事業会計への繰出金の増額	261,970

#### (2) 介護保険事業会計

(単位:千円)

事業名	概要	金額
介護保険事業会計  【介護保険課】	<p>介護保険の1号保険料(65歳以上)の低所得者軽減の更なる強化に伴う財源更正</p> <p>【軽減の内容】 低所得高齢者の介護保険料を平成31年度分から次のとおり軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1段階(生活保護受給者、市民税非課税世帯で老齢年金受給者、市民税非課税世帯で本人年金収入等が80万円以下) 保険料(年額) 29,600円 → 24,700円(△4,900円) 対象者数 31,566人</li> <li>・第2段階(市民税非課税世帯で本人年金収入等が80万円超120万円以下) 保険料(年額) 42,800円 → 37,800円(△5,000円) 対象者数 16,527人</li> <li>・第3段階(市民税非課税世帯で本人年金収入等が120万円超) 保険料(年額) 49,400円 → 47,700円(△1,700円) 対象者数 14,507人</li> </ul> <p>【財源更正の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料収入の減 <math>\Delta 261,970</math>千円</li> <li>・一般会計繰入金の増 261,970千円</li> </ul>	0

## 政令改正に伴う補正予算案について

- 消費税率引上げに伴う社会保障の充実として、第1号被保険者(65歳以上)の第1段階から第3段階における保険料の負担軽減が更に強化されたことによるもの。(介護保険法施行令の一部改正：平成31年3月29日公布、4月1日施行)
- 本市の保険料軽減額は、261,970千円(対象人数 62,600人)であり、この額を一般会計から介護保険事業会計へ繰り入れる(負担割合：国1/2、県1/4、市1/4)。

### 【第6期 H27(2015)～H29(2017)】

H27から軽減強化の一部実施 (H26.4.1 消費税率5⇒8%)

段階	該当要件	保険料率 (上段は軽減前 下段は軽減後)	保険料年額 (上段は軽減前 下段は軽減後)
第1段階	生活保護受給者、市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者、市民税非課税世帯で本人年金収入等≤80万円	0.5 ⇒0.45	31,600円 ⇒28,400円
第2段階	市民税非課税世帯で80万円<本人年金収入等≤120万円	0.65	41,000円
第3段階	市民税非課税世帯で120万円<本人年金収入等	0.75	47,400円
第4段階	市民税課税世帯で本人非課税かつ本人年金収入等≤80万円	0.9	56,800円
第5段階	市民税課税世帯で本人非課税【基準額】	1.0	63,200円
第6段階	市民税課税者(合計所得金額120万円未満)	1.2	75,800円
第7段階	市民税課税者(合計所得金額190万円未満 ※1)	1.3	82,100円
第8段階	市民税課税者(合計所得金額290万円未満 ※2)	1.5	94,800円
第9段階	市民税課税者(合計所得金額500万円未満)	1.7	107,400円
第10段階	市民税課税者(合計所得金額700万円未満)	2.0	126,400円
第11段階	市民税課税者(合計所得金額700万円以上)	2.25	142,200円

※1 H30から200万円未満に変更

※2 H30から300万円未満に変更

◆太枠のところは軽減対象の段階

### 【第7期 H30(2018)～R2(2020)】

(R1.10.1 消費税率8⇒10%)

現行(H30)

保険料率	保険料年額
0.45	29,600円
0.65	42,800円
0.75	49,400円
0.9	59,300円
1.0	65,900円
1.2	79,000円
1.3	85,600円
1.5	98,800円
1.7	112,000円
2.0	131,800円
2.25	148,200円

改正後(H31) 完全実施軽減幅の1/2

保険料率 ( )は軽減幅	保険料年額 ( )は軽減額	人数
0.375 (△0.075)	24,700円 (△4,900円)	31,566人
0.575 (△0.075)	37,800円 (△5,000円)	16,527人
0.725 (△0.025)	47,700円 (△1,700円)	14,507人
0.9	59,300円	26,130人
1.0	65,900円	31,263人
1.2	79,000円	32,339人
1.3	85,600円	27,908人
1.5	98,800円	13,955人
1.7	112,000円	8,410人
2.0	131,800円	2,399人
2.25	148,200円	4,332人

(R2) 完全実施(予定)

保険料率 ( )は軽減幅	保険料年額 ( )は軽減額
0.3 (△0.075)	19,700円 (△5,000円)
0.5 (△0.075)	32,900円 (△4,900円)
0.7 (△0.025)	46,100円 (△1,600円)
0.9	59,300円
1.0	65,900円
1.2	79,000円
1.3	85,600円
1.5	98,800円
1.7	112,000円
2.0	131,800円
2.25	148,200円

計 209,336人

(H31.4.1 見込み)